

委員会評価報告書

事業名	飲料用水施設改善補助事業（令和6年度実施）				
担当課・室・係	環境衛生課環境衛生係				
事業の目的	本市の水道普及率は70%未満程度のため、給水区域外における施設の新設及び修繕に要する費用の一部を補助することで、安全な飲料用水を安定的に供給し、公衆衛生の確保及び生活環境の改善を図る。				
事業の概要	<p>① 2世帯以上での申請 対象施設：市内居住者の2世帯以上を有する地区が共同で設置及び管理する公営水道区域外の飲料用水施設。対象経費：30万円以上500万円以下。補助金額：250万円を上限として補助対象費用の2分の1。</p> <p>② 1世帯での申請 対象施設：市内居住者の世帯で、隣接する住家との距離がおおむね100メートル以上あり、共同で設置及び管理することが困難な公営水道区域外の飲料用水施設。対象経費：30万円以上。補助金額：50万円を上限として補助対象費用の2分の1。</p> <p>※補助対象：飲料用水施設の新設及び修繕に要する費用（用地取得費及び事務所、倉庫、門、さく、堀、植樹その他維持管理に必要な施設の工事に要する費用を除く。）1交付対象施設当たり年度につき1回限り（天災その他市長が特に認めた場合を除く）。</p>				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良 好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
<p>【問題点など】</p> <p>公営水道の給水区域外の水源、水の確保は死活問題であり、突発的な修繕など早急な対応が求められる中、十分対応できている。</p> <p>昨今の物価高騰等を考えると、上限額等が妥当か検討の余地があると考えられる。</p>					
事業の今後の方向性	1 拡 充	2 継 続	3 改 善	4 縮 小	5 休止・廃止
<p>【提言など】</p> <p>公営水道の給水区域の拡大が望まれるが、現実的には厳しい部分があると思われる。今後も公営水道の給水区域外の地域においては、施設の修繕等の対応が必要であり、事業の継続を望む。</p> <p>今後は物価高騰等を鑑み、対象経費及び補助率の見直しに向けた検討が必要である。</p>					